

# ○鈴鹿工業高等専門学校受託研究取扱規則

〔平成 16 年 4 月 1 日  
規 則 第 27 号〕

最終改正 令和元年 7 月 30 日

## 鈴鹿工業高等専門学校受託研究取扱規則

### (趣旨)

第 1 条 受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 103 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書及び独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成 16 年機構規則第 47 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則取扱要領並びに独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（平成 31 年機構規則第 132 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (受託研究の申請)

第 2 条 受託研究を申し込もうとする者は、受託研究申請書（別記様式第 1）を校長あてに提出するものとする。

### (受託研究の審査及び決定)

第 3 条 校長は、前条の申請があった場合は、研究活動推進委員会の議を経て、決定するものとする。

2 受託研究は、独立行政法人国立高等専門学校鈴鹿工業高等専門学校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究上支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

3 校長は、前項の受入を決定したときは、受託研究受入決定書（別記様式第 2）により、申請者に通知するものとする。

### (細則)

第 4 条 この規定に定めるもののほか、受託研究等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 30 日から施行し、令和元年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第1（第2条関係）

受 託 研 究 申 請 書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

住所  
氏名（名称代表者）

鈴鹿工業高等専門学校受託研究取扱規則に基づき、下記のとおり受託研究を申込みます。

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究に要する経費	直接経費	円
	間接経費	円
	計	円

4 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 研究用資材、器具等の提供

6 その他

別記様式第2（第3条関係）

年 月 日

受託研究受入決定通知書

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のあった下記の受託研究は、審査の結果、受け入れることに決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究に要する経費	直接経費	円
	間接経費	円
	計	円

5 その他必要な事項